

発議第 3 号

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援
制度の確立を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日 提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 徳 永 武 次

提 案 理 由

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が果たされるためには、早急に具体的対策を講じる必要がある。

については、国会及び関係行政庁に対し、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書（案）

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で24万4,940人と8年連続で増加しており、鹿児島県内でも約3,000人が不登校と、依然高水準で推移しています。

また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上 conditions に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと言えなく、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料、月3万3,000円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければなりません。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているのに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくありません。

以上のことから、現状では、教育機会確保法第3条の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考えます。

よって国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、次の事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、政府・関係省庁へ意見書を提出されるよう強くお願いいたします。

記

- 1 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。
- 2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月22日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
内閣官房長官